

物品売買契約書（単価契約）（案）

1. 物 件 名 砕石購入（喜良市・飯詰地区）
2. 品質・規格・数量 別紙1のとおり
3. 契 約 金 額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円也）
4. 納 入 期 限 令和8年11月30日まで
5. 納 入 場 所 喜良市森林事務所管内林道
6. 契 約 保 証 金 免除
7. 特 約 事 項 別紙2のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年4月20日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 青森県五所川原市金木町芦野 200-498
分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅 印

受 注 者

印

内 訳 書

路線名	品名	規格	数量(m3)	契約金額(円)		備考
				m3あたり単価	総額	
相野股	砕石 (クラッシュヤーン)	C-80	35			
桜ヶ沢			7			
浦ヶ沢			14			
小田川			14			
喜良市川			14			
金兵エ			7			
常家戸沢			28			
杉林			7			
矢櫃			7			
石の塔			14			
五所川原			21			
作左エ門			7			
作左エ門支線			7			
坪毛沢			14			
菴ヶ沢			14			
若山			7			
計			217			
消費税						
合計						

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第 11 条及び第 12 条により対応する。

物品売買契約書（単価契約）（案）

1. 物 件 名 砕石購入（金木・中里地区）
2. 品質・規格・数量 別紙1のとおり
3. 契 約 金 額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円也）
4. 納 入 期 限 令和8年11月30日まで
5. 納 入 場 所 中里森林事務所管内林道
6. 契 約 保 証 金 免除
7. 特 約 事 項 別紙2のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年4月20日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 青森県五所川原市金木町芦野 200-498
分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅 印

受 注 者

印

内 訳 書

路線名	品名	規格	数量(m3)	契約金額(円)		備考	
				m3あたり単価	総額		
金木山	砕石 (クラッシュヤ ラン)	C-80	21				
川倉			49				
馬坂			21				
尾別			21				
滝の沢			21				
宮田			35				
宮野沢			14				
計			182				
消費税							
合計							

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第 11 条及び第 12 条により対応する。

物品売買契約書（単価契約）（案）

1. 物件名 砕石購入（薄市・今泉・太田地区）
2. 品質・規格・数量 別紙1のとおり
3. 契約金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円也）
4. 納入期限 令和8年11月30日まで
5. 納入場所 今泉森林事務所管内林道
6. 契約保証金 免除
7. 特約事項 別紙2のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年4月20日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発注者 青森県五所川原市金木町芦野 200-498
分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅 印

受注者

印

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第 11 条及び第 12 条により対応する。

物品売買契約書（単価契約）（案）

1. 物 件 名 砕石購入（小泊・市浦地区）
2. 品質・規格・数量 別紙1のとおり
3. 契 約 金 額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円也）
4. 納 入 期 限 令和8年11月30日まで
5. 納 入 場 所 市浦森林事務所管内林道
6. 契 約 保 証 金 免除
7. 特 約 事 項 別紙2のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年4月20日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 青森県五所川原市金木町芦野 200-498
分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅 印

受 注 者

印

内 訳 書

路線名	品名	規格	数量(m3)	契約金額(円)		備考
				m3あたり単価	総額	
磯松	砕石 (クラッシュヤ ラン)	C-80	28			
四ツ滝			42			
折腰内			42			
計			112			
消費税						
合計						

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第 11 条及び第 12 条により対応する。